

入 札 心 得 書

第1条 入札希望者は、除雪車両公売公告及び本心得書を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告物件の数量と符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を担当者に提出してください。

第4条 入札は入札書（様式5号）を参考に、入札日に提出しなければなりません。

第5条 入札者は、入札保証金として、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上に相当する額を納入しなければなりません。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

当該入札保証金は、入札を執行する直前までにその全額を、福島県喜多方建設事務所長が発行する納入通知書により福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関に納入してください。又は、その納付に代えて財務規則第169条第1項各号（別記2）に規定する有価証券を担保として提出してください。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによることとします。

第6条 入札書には、入札者の住所氏名を記入のうえ押印するものとし、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

ただし落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、金額を訂正した入札書は無効となります。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、変更及び撤回することはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加の資格のない者のした入札

イ 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札

ウ 記名押印のない入札又は要領を知得することのできない入札

- エ 郵送された入札
- オ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- カ 単価を記入した入札
- キ 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- ク 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- コ 委任状を持参しない代理人のした入札
- サ 明らかに連合によると認められる入札
- シ 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者のした入札
- ス 酒気を帯びて入場した者がした入札
- セ その他入札の条件又は知事が特に指定した事項に違反した入札

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を中止することがありますが、この場合は、異議の申立てはできません。

第10条 開札は入札者の前面で行います。ただし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会させて開札します。この場合は、異議の申立てはできません。

第11条 最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札者のくじ引きにより落札者を定めます。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

第12条 入札保証金は、落札以外の者に対しては落札者が決定したのち、請求(口頭でもよい)により入札保証金を納付したとき発行した領収書と引換に還付します。なお、落札者の納付した入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当します。

第13条 落札者は、落札決定の日から一定期間内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することになります。

第14条 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)なお、電子契約の詳細に

については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

第 15 条 本心得書に定めのない事項については、関係法令（地方自治法、同施行令、財務規則等）の定めるところにより処理します。

(別記 1)

福島県財務規則（抜粋）

(入札保証金の減免)

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 1 6 7 条の 5 第 1 項又は施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 (省略)

(別記 2)

福島県財務規則（抜粋）

(担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等)

第 1 6 9 条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福島県債証券 額面全額
- (2) 国債証券 額面全額の 1 0 分の 8
- (3) 地方債証券(福島県債証券を除く。) 額面全額の 1 0 分の 8
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券 時価の 1 0 分の 8
- (5) 知事が確実であると認める社債券 時価の 1 0 分の 8

2 (省略)

3 (省略)